

略式命令

本籍、住居、職業、年令は各被告人とも起訴状記載のとおり

労働基準法違反



労働基準法違反



右の者らに対する頭書被告事件について、当裁判所は、次のとおり略式命令する。

主文

被告人らをそれぞれ罰金五千円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金五〇〇円を一日に換算した期間その被告人を労役場に留置す

る。

但し、右罰金に相当する金額を仮に納付すべきことを命ずる。

事 実

起訴状記載の公訴事実を引用する。

適 条

起訴状記載の罰条

刑法第一八条、刑事訴訟法第三四八条

昭和四六年五月一三日

大森簡易裁判所

裁判官 遠 藤 吉 彦

訴訟関係人は、この命令送達の日から一四日以内に正式裁判の請求をすることができ、いつでも弁護士を選任することができる。貧困その他の事由で弁護士を選任することができないときは、弁護人の選任を裁判所に請求することができる。

起 訴 状 (在宅)

左記被告事件につき公訴を提起し、略式命令を請求する。

昭和四拾六年五月拾日

大森簡易裁判所 殿

本籍 東京都江東区 丁目 番地

住居 東京都江東区 丁目 番 号

職業 鉄骨組立業

労働基準法違反

昭和十三年二月二十六日生

本籍 東京都江東区 丁目 番地

住居 東京都江東区 丁目 番地 住宅 号館 号

職業 鉄工鍛冶工

労働基準法違反

昭和十五年一月二十八日生

公訴事実

被告人 氏は、鉄骨組立業を営むもの、被告人 氏は、同人の使用人で、同人が請負施工する東京都品

川区 丁目 番 号所在 株式会社 工場増築工事に伴う鉄骨組立作業の現場責任者として、労働者に関する事項について被告人 のために行為する者であるが、被告人 は、右 の

業務に関し、昭和四六年一月三〇日前記工事現場の既設鑄物仕上場スレート葺屋根上において、労働者
■外二名を使用して鉄骨組立作業を行なわせるにあたり、踏み抜きにより労働者が危害を受けるおそれがあ
つたのに、幅三〇センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危害を防止する
ための措置を講じなかつたものである。

罰 条

労働基準法第四二条、第四五条、第一一九条第一号

労働安全衛生規則第一一二条

被告人 ■ に対してはさらに

労働基準法第一二一条第一項

別紙二

起 訴 状（在宅）

左記被告事件につき公訴を提起し、略式命令を請求する。

昭和四拾六年拾月貳拾七日

墨田区検察庁

検察官 副検事 後 藤 喜 一 郎

墨田簡易裁判所 殿

本籍 東京都江東区 [] の []

住居 同都同区 [] 丁目 [] 番 [] 号 []

職業 鉄骨工事請負業

業務上過失致死

昭和十五年一月二八日生

公訴事実

被告人は、鉄骨工事請負業を営む [] 組の経営者であり、同組が [] 株式会社から下請した東京都品川区 [] 丁目 [] 番 [] 号 [] 株式会社 [] 工場増改築工事の鉄骨作業現場において右作業に従事する、同組従業員の事故防止など安全管理の業務に従事していたものであるが、昭和四十六年一月三〇日午後四時ころ、同工場の地上からの高さ七・三メートルの屋根上において同組従業員 [] (当三〇年) らに増築建物外壁の鉄骨取付作業を行わせた際、右屋根は損壊し易いスレート瓦で葺かれているに過ぎないため、作業員が右スレート屋根を踏み抜き墜落する危険が予想されたので、右屋根上に幅三〇センチメートル以上の歩み板を設け、屋根下に防網を張るなどしてスレート屋根の踏み抜きによる墜落事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があるのに、これを怠り前記歩み板を設けず右防網を張らないで作業を行なわせた過失により、同日午後四時三〇分ころ前記作業に従事中的右 [] が前記スレート屋根を踏み抜いて地上に墜落し、よつて、同人に胸髓損傷の傷害を負わせ、同年二月一日午前一時二六分ころ同都同区 [] 丁目 [] 番 [] 号 [] 病院において同人を右傷害により死亡させたものである。

罰 条

刑法第二二一条前段

弁護人二瓶広志の控訴趣意

原判決には、法令の適用に誤があつて、その誤が判決に影響を及ぼすことが明らかであり、刑事訴訟法第三八〇条の事由がある。すなわち、原判決は、憲法三九条、刑法四五条、五四条、刑事訴訟法三三七条一号に違反している。

(一) 本件公訴事実における被告人の過失行為は、歩み板を設けるとか防網を張るなど墜落事故防止措置をとるべき注意義務があるのに、これを怠つたという点である。■の死という結果を発生せしめるに至つた

被告人の過失行為は、右の点に尽き、これ以外に存しない。すなわち、事故防止措置違反が本件における被告人の唯一の過失行為である。

ところが、右行為は、労働基準法違反の罪をも構成している。このような場合、労働基準法違反の罪と業務上過失傷害の罪とが科刑上いかなる関係にたつかについては、併合罪説と観念的競合説とが考えられるが、本件のような場合には、後説が妥当であることが、判例・学説によつて認められていると言ひ得る。

この問題は、一般的には、道路交通法違反と業務上過失傷害の關係で論ぜられているが、その論調においては、道交法違反の行為が業務上過失傷害の過失それ自体、つまり唯一の過失内容である場合には、両罪は観念的競合の關係にたち、他方、道路交通法違反の行為が業務上過失傷害の直接の過失行為に当らず、事故を惹起

した直接の過失行為がほかに存する場合には、両罪は併合罪の關係に立つとされている。前者の場合の判例としては、最高裁判決昭和三十三年四月十日、大阪高裁判決昭和四十三年十一月三十日その他が存し、後者の場合の判例としては、最高裁判決昭和三十三年三月一七日、最高裁判決昭和三十八年十一月十二日その他が存する。そして最近には、最高裁判決昭和四十六年六月四日において岡原判事が意見として明確に前記の趣旨を述べられている。学説においても、注釈刑法(2)のⅡ六二五頁その他において右意見が有力なものとして主張されている。

しかるに原判決は、本件における被告人の労働基準法違反の行為と業務上過失致死とを併合罪であると認定し刑法四五条を適用しているのであるから、その適用において誤りがあり、この誤りは、次の(二)で述べるように判決に重大な影響を及ぼすものである。本件については、刑法五四条が適用されるべきである。

(二) 本件において、被告人の労働基準法違反の行為は、すでに大森簡易裁判所で罰金の有罪判決が確定し、その執行も終つている。このように、科刑上一罪にあたる二つの罪のうち、一つの罪についてすでに確定判決が存する場合には、他の一罪はもはや処罰できない。判決の既判力が起訴されなかつた他の一罪にも及ぶからである。もし、他の一罪を起訴し、これを処罰したとすれば、それは一事不再理を規定する憲法三九条にも反する。従つて、そのような場合には、刑事訴訟法三三七条一号によつて、免訴の判決がなされるべきである。このことは、ポケット注釈全書(3)改訂刑事訴訟法、七九四頁、団藤重光著「新刑事訴訟法綱要」七訂版三五九頁などにも述べられているところである。

しかるに、原判決は、労働基準法違反の行為につき、確定判決が存するのに、さらに本件業務上過失致死についても有罪の判決をなしている。従つて、原判決は、刑事訴訟法三三七条一号に返し、破棄されるべきであ

の、同時に、免訴の判決がなされるのである。